

岐阜地方法務局からのお知らせ

相続登記・住所変更登記 はお済みですか？



不動産の相続登記が義務化されました！

- ・「所有者不明土地(※)」の解消に向けて、相続登記が義務化されました。
※相続登記や住所変更登記の未了等により登記簿を見ても現在の所有者が分からない土地の面積は、九州の面積よりも広いと言われています。
- ・相続(遺贈を含む)によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内に相続登記**をする必要があります(過去の相続も義務化の対象)。
- ・正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- ・不動産の価額が100万円以下の土地であるときは、令和9年3月末日まで登録免許税が課されません。

詳しくはこちら ➡



住所・氏名の変更登記が義務化されます！

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、令和8年4月1日から不動産の所有者の住所や氏名・名称の変更登記が義務化されます(過去の変更も義務化の対象)。
- ・正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。
- ・**個人も法人も**、変更の日から2年以内に登記をする必要があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

かんたん・無料の手続きをしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら ➡



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



お問合せは、岐阜地方法務局へ

(制度により、管轄・担当が異なります)

本局	☎ 058-245-3181
八幡支局	☎ 0575-67-1411
大垣支局	☎ 0584-78-3347
美濃加茂支局	☎ 0574-25-2400
多治見支局	☎ 0572-22-1002
中津川支局	☎ 0573-66-1554
高山支局	☎ 0577-32-0915

※ 具体的な手続案内については予約制です。

【相続登記について】

法務局では登記手続の案内を行っていますが、相続登記の申請は取り寄せる書類や作成する書類が多く、時間が掛かる手続です。ご自身での手続が難しい場合は、司法書士への相談・依頼をご検討ください。

岐阜県司法書士会

総合相談センター(無料)



あなたの大切な遺言書を法務局が保管します！

自筆証書遺言書保管制度

遺言書ほかんガル-



自筆証書遺言書は、手軽で自由度が高いというメリットがある反面、作成された遺言書が、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、改ざんされたりするというデメリットが指摘されていました。

ポイント そこで、法務局に保管すると・・・

- ・ 遺言書の紛失や改ざんなどのおそれがありません。
- ・ 遺言書の外形的な確認を法務局が行います（申請手数料は3,900円）。
（遺言の内容についての相談・審査はお受けできません。）
- ・ 法務局に保管をすると、家庭裁判所での検認手続きが不要です。
- ・ 遺言者が亡くなられた後、遺言者があらかじめ指定した方に対して、
法務局から通知をすることができます。

詳しくはこちら →



相続した不要な土地を国が引き取る制度が始まりました！

相続土地国庫帰属制度

① 承認申請



※ 審査手数料の納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④ 国庫帰属



重要！【土地の要件】

①建物が建っていない、②担保権や使用収益権が設定されていない、③他人の利用が予定されていない、④土壤汚染のない、⑤境界が明らかで、所有権の存否や範囲について争いがないなど

【問合せ先】 ☎058-245-3181 岐阜地方法務局（本局）

詳しくはこちら →



法定相続情報一覧図を無料で交付します！

法定相続情報証明制度

